

ぜひ、ご確認ください。「税制支援のポイント」

新型コロナウイルス・緊急経済対策

新型コロナウイルスによって、国民生活や日本経済に甚大な影響を及ぼしています。私たち自民党は政府と連携し、感染拡大防止の影響で、厳しい状況下に置かれている納税者の皆様に対して、緊急に必要な税制上の措置をしっかりと講じることで、国民生活を強力に支えます。必ずやこのウイルスに打ち勝ち、皆様の笑顔を取り戻すため、引き続き、全力を尽くしてまいります。

【国税・地方税】納税の猶予制度

収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税について、「無担保かつ延滞税なし」で1年間納税を猶予する特例を設けます。なお、これによって、社会保険料も同様の扱いが可能となります。

Q1 どのような方が対象ですか。

A: 以下のいずれも満たす方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。
※ フリーランスなど、確定申告により納税される方は、収入減少などの要件を満たせば、特例の対象となります。

Q2 いつ納める税から適用されますか。

A: 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用されます。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

※ 詳しくは、最寄りの税務署・自治体に電話等でご相談ください。

欠損金の繰戻しによる還付制度

現在、中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できるようにします。

中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る「固定資産税」「都市計画税」の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に関し、償却資産、事業用家屋の固定資産税、都市計画税を2分の1、またはゼロといたします。

自動車税・軽自動車税「環境性能割」の延長

自動車(新車・中古車)を購入する場合に、環境性能割の税率1%分が軽減される措置の適用期限を、令和2年9月30日から令和3年3月31日まで6か月延長します。

住宅ローン控除

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住することができなかった場合等においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化します。

不動産取得税(耐震改修)

新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等により、特例措置の対象住宅の取得の日から6か月以内に居住することができなかった場合においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住したものと同様の不動産取得税の特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化します。

その他

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えます。文化芸術・スポーツイベントを中止・規模を縮小した事業者に対して、観客などが入場料等の払い戻しをしなかった場合に、放棄した金額を寄付金控除の対象とします。

税制支援などの情報は、日々更新されています。詳細については、ぜひ首相官邸HPをご確認ください。



(首相官邸HP)

※「The Jimin NEWS」の掲載内容は、4月24日時点のものです。